

第1章 計画の位置づけ等

1 計画のねらい

「神奈川県住生活基本計画」は、魅力あふれ、質の高い住生活の実現を目指し、県民や企業、行政などがともに住まいまちづくりの目標について想いを描き、様々な主体が共通の目標のもと、連携・協働して取り組む指針となることを目的としています。

【基本目標】 人生 100 歳時代に向けて、全ての県民がともに支えあい、安全で安心して暮らせる「いのち輝く住まいまちづくり」の実現

2 計画の位置づけ

この計画は、住生活基本法第 17 条第 1 項に基づく都道府県計画として定めます。計画の第 4 章「賃貸住宅供給促進計画」は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）第 5 条第 1 項に基づく都道府県計画として、第 5 章「マンション管理適正化推進計画」は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「マンション管理適正化法」という。）第 3 条の 2 に基づく計画として、本計画と一体的に定めるものです。

また、本計画と「神奈川県高齢者居住安定確保計画」、「地域住宅計画（神奈川県地域）」、「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」の 4 つの計画により、本県の住宅政策である「かながわの住宅計画」を構成します。この「かながわの住宅計画」は、県の総合計画「かながわグランドデザイン」の都市づくり分野での基幹的な計画である「かながわ都市マスタープラン」を、住宅政策の面から支える部門別計画です。

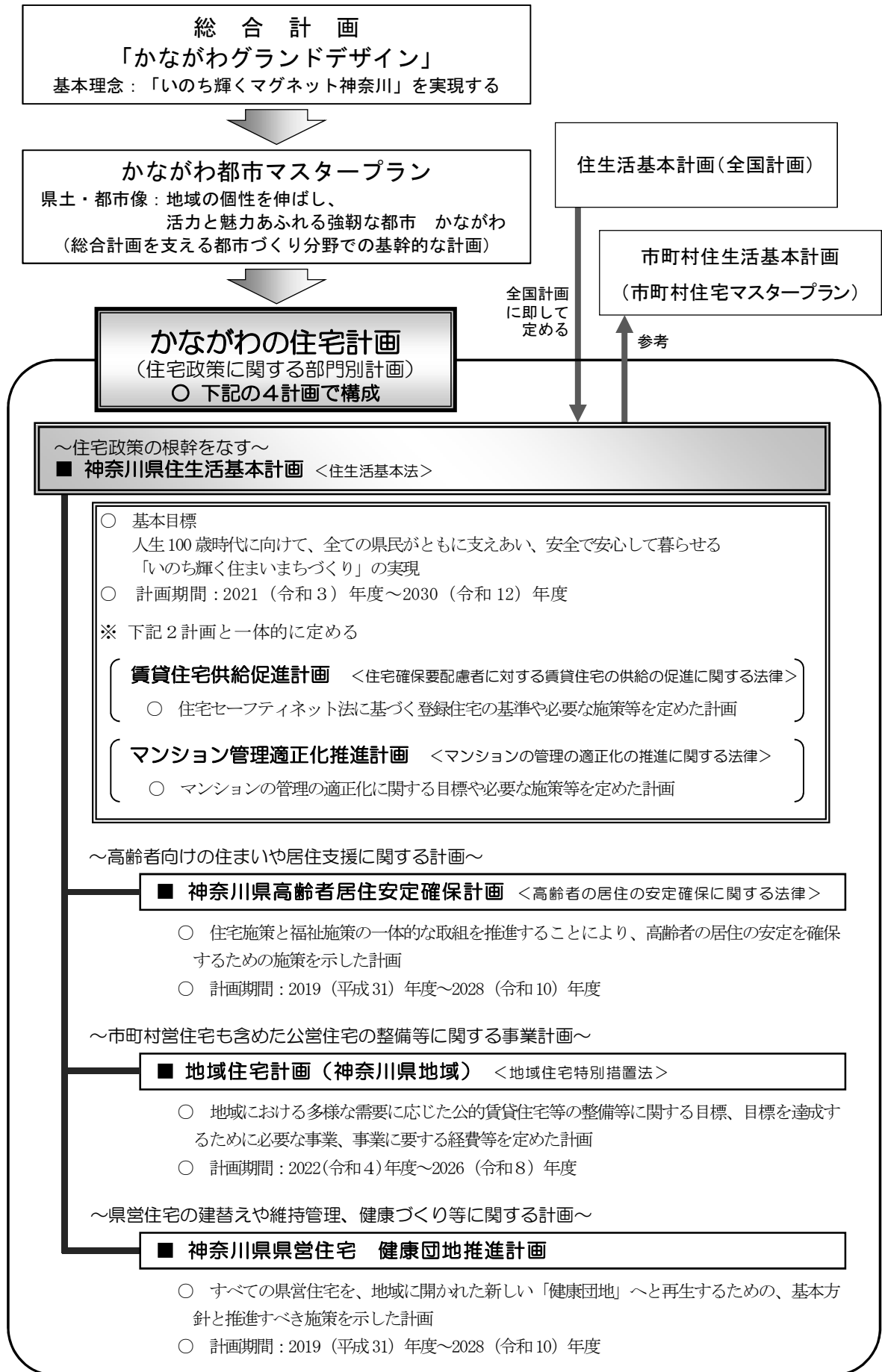
なお、本計画は、市町村が地域の特性に応じた市町村住生活基本計画や市町村住宅マスタープランを策定する際の参考となるものです。

3 計画期間

この計画は、将来の人口や世帯数等の長期的展望を踏まえ、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間の基本的な方針、目標、施策展開等を定めるものです。

なお、社会環境の変化に的確に対応するため、原則として 5 年ごとに見直しを行います。

かながわの住宅計画の体系図



4 SDGs との関係

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、「持続可能な開発目標」を意味し、2015 (平成 27) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された国際社会全体の目標です。

SDGs の基本理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2030 (令和 12) 年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットが示され、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととされています。

■ SDGs の 17 のゴール



本計画は、人生 100 歳時代に向けて、全ての県民がともに支えあい、安全で安心して暮らせる「いのち輝く住まいまちづくりの実現」を基本目標としており、SDGs の 17 のゴールのうち 11 のゴールと深く関連し、SDGs の基本理念や目標に沿ったものです。住まいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指します。

■ 本計画と関連の深い 11 のゴール

<p>1 貧困をなくそう</p> <p>低額所得者など住宅確保要配慮者の居住の安定確保</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>全ての県民が、安全で安心して暮らせる住まいまちづくり</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>母子・父子世帯などが安心して暮らせる住生活の実現</p>	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>省エネルギー住宅など良質な住宅ストックの形成</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>新技術を活用したDXの普及・啓発</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>障がい者や外国人など住宅確保要配慮者の居住の安定確保</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>激甚化・頻発化する自然災害等に対応した住まいまちづくり</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>マンションや空き家等の適切な維持管理</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>住宅におけるかながわ県産木材活用の推進</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>県民やNPO、民間事業者等、様々な主体との連携、協働</p>	